

第5章 返還

- 第20条 (返還責任)
借受人又は運転者は、レンタカーを借り受け期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2 借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、借受人は、それにより当社に与えた損害を賠償するものとします。
3 借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借り受け期間内にレンタカーを返還することができない場合には、借受人及び運転者は、当社に生ずる損害について責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
- 第21条 (返還時の確認等)
借受人又は運転者は、当社立会いのものとレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した箇所があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。
2 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたりて、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。
3 借受人又は運転者は、料金未精算の貸渡料金が発生する場合は、当社がレンタカーを返却時までにその清掃を完了しなければならないものとします。
4 借受人又は運転者は、ある場合に車体を除くレンタカーを返却時ににおいて、ガソリン・軽油等の燃料が未補充（満タン）でないもの場合には、借受人は当社所定の方法により算出した燃料代を直ちに当社に支払うものとします。
- 第22条 (借用期間変更時の貸渡料金)
借受人は、第12条第1項により借用期間を変更したときは、変更後の借用期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。
2 借受人は、第12条第1項による当社の承諾を受けることなく借用期間を超過したときは、前項の料金に加え、超過した時間に応じた超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。
- 第23条 (返還場所の選択)
借受人は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2 借受人は、第12条第1項による所定の返還場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。
3 (返還場所変更違約料) $\times 300\%$
- 第24条 (不返還となつた場合の措置)
当社は、借受人又は運転者が、借用期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せざり、かつ、当社の返還請求に応じないときは、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になつたと認められるときは、当社は、借用期間が満了したにもかかわらず、一般社団法人全国レンタカーハイウェイに、不返還被害報告をするとともに、全協システム等に登録するものとし、借受人はこれに同意するものとします。
2 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への聞き取り調査やGPS機能の作動等を含む必要な措置をとるものとします。
3 第1項に該当することになった場合、借受人は、第29条の定めにより当社に与えられた損害について賠償する責任を負はば、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

第6章 故障・事故・盗難時の措置

- 第25条 (故障発見時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- 第26条 (事故発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
(1) 直ちに事故の状況等に当社に報告し、修理の指示に従うこと。
(2) 前号の指示に基づきレンタカーの修理を行なう場合に、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
(3) 事故の原因及び当社が契約料金の支拂いを認めない場合は、当社が認めた場合を除き、修理の費用を負担するものとします。
(4) 事故に際して、運転者自身の故意によるものと認められる場合は、運転者は、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとします。
2 借受人又は運転者は、運転者のため事故の原因について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
3 当社は、事故発生時の状況を確認するのを目的として、ドライバードライバーが整着されている車両について衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合等の状況を記録するものとします。
4 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。
5 当社は、前項に該当することになったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。
- 第27条 (盗難発生時の措置)
借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。
(1) 署ちに最寄の警察署等に通報する。
(2) 署ちに最寄の警察署等に通報する。
(3) 署ちに最寄の警察署等に通報する。
2 借受人又は運転者は、前項に該当した場合は、当社に連絡し、次に定める措置をとるものとします。
3 借受人又は運転者は、運転者のため事故の原因について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
4 当社は、事故の原因について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。
5 当社は、必要が認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。
- 第28条 (使用不能による貸渡契約の終了)
使用中において故障・事故・盗難その他の事由（以降「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。
2 借受人は、前項の場合、レンタカーのリッカーモード、駐車、引き取り及び修理等を受ける費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合は、故障等でないものとします。
3 故障等が貸渡料金前に存する場合は、不適合の他レンタカーが借用条件に適合しないことに起因する場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
4 借受人は、前項の代替レンタカーの借用条件に適合しないときは、当社が代替レンタカーの貸渡料金を全額返却するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。
5 故障等が前項の代替レンタカーの提供の責めでない場合は、借受人は、運転者及び運転者等が同一のいすの責めでない事由により生じた場合は、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
6 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について賠償するものとします。
7 借受人は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について賠償するものとします。ただし、故障等が当社の故意または重大な過失により生じた場合を除きます。

第7章 賠償及び補償

- 第29条 (賠償及び營業補償)
借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第35条第1項の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます）に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
2 ただし、借受人又は運転者が、その責めでない事由による場合を除きます。
3 借受人は、前項により借受人が損害賠償責任を負う場合に、營業補償をするものとします。
4 借受人は、前項により借り受けたレンタカー（第35条の規定に基づく代理貸渡を受けているレンタカーを含みます。）の使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。
- 第30条 (保険及び補償)
第30条第1項又は第3項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第3項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金を支払われます。
(1) 人身補償：1名につき無制限（自動車損害賠償責任保険を含む）
(2) 対物補償：1台につき無制限（免責額5万円）
(3) 人身傷害補償：1名につき3,000万円まで
(4) 車両補償：1台につき車両時免責額（免責額5万円）
2 保険契約又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
3 借受人または運転者が、免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われません。
4 借受人または運転者が、免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条に基づき激甚災害と指定された災害により滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るものの損害については、借受人又は運転者に故意又は重大な過失があつた場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することをしないものとします。
5 前4項の定めにてもかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
6 第1項第2句又は第3項に定めに保険金又は補償金の免責額に相当する損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし借受人があらかじめ当社に免責補償料を支払った場合は、この免責額に相当する損害の支払いは当社が負担します。
7 警察及び当社営業所に届出のない事故、貸渡後には第9条各号に該当して発生した事故、第8条各号に該当して発生した事故及び借受期間を無断で延長しその期間に起こした事故にはこの補償は適用しないこととします。
8 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社が定める補償制度の加入料相当額は、貸渡料金に含みます。

第8章 貸渡契約の解除

- 第31条 (貸渡契約の解除)
当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、又は第9条第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、何らの通知、催告を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡しから解除までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
- 第32条 (中途解約)
借受人は、借用中であっても、当社の同意を得て次項に定める中途解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの間に對応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。
2 借途解約手数料 = (貸渡契約期間に対する基本料金) - (貸渡しから返還までの期間に對応する基本料金) $\times 50\%$

第9章 個人情報

- 第33条 (個人情報の利用目的)
当社は、個人情報の取得と利用の目的として、個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。
(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカー及び車両に關するサービスの提供をするため。
(3) 貸渡契約の締結に際し、借り受け申込又は運転者に關し、本車確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行なうため。
(4) 借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車、その他当社が運営している車両の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法で企画・案内するため。
(5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
(6) 個人情報を統計的に集計し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2 第3項の個人情報を用いて、個人情報を保護する目的で借受人は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

- 第34条 (個人情報の管理及び利用の同意)
借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、借受人の氏名、住所、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報を全般レジストリシステムに7年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカーハイウェイ及びこれに加盟する各地区レンタカーハイウェイ並びにこれらに含まれる会員であるレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。
(1) 当社が道路交通法第51条の4第1項に基づいて放逐違反金の納付を命ぜられた場合
(2) 当社に對して第19条第5項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
(3) 第24条第1項に規定する不返還があったと認められる場合
2 運転者が前項第3号に該当する場合は、運転者の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が、全協システムに7年を超えない期間登録され、前項のレンタカーサービス業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されるものとします。

第10章 雜則

- 第35条 (代理貸渡)
当社は、第8条第1項の規定にかかわらず、他のレンタカーサービス業者からレンタカーの提供を受けて、これを借受人に貸し渡すことができるものとします。この場合、当社は次に掲げる事柄を遵守するものとします。(これを代理貸渡といいます。)
(1) 道路運送法第80条第1項に基づくレンタカーハイウェイによる方が該当レンタカーハイウェイを提供した事業者との間で貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
(2) 借受人又は運転者に対し、レンタカーハイウェイに關するサービスの提供をするため。
(3) 貸渡契約の締結に際し、借り受け申込又は運転者に關し、本車確認及び貸渡契約の締結の可否についての審査を行なうため。
(4) 借受人又は運転者に対し、レンタカーハイウェイ、中古車、その他当社が運営している車両の紹介及びこれらに関するサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法で企画・案内するため。
(5) 当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客様満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
(6) 個人情報を統計的に集計し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。
2 第3項の個人情報を用いて、個人情報を保護する目的で借受人は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

- 第36条 (GPS機能)
借受人又は運転者は、レンタカーに全球定位測位システム（以下「GPS機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を当社の目的に利用することに同意するものとします。
(1) 貸渡契約終了時に、レンタカーハイウェイに關する場合に、貸渡しに歸還されたことを確認するため。
(2) 第26条第1項に該当する場合、その他のレンタカーハイウェイの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーハイウェイの現在位置等を確認するため。
(3) 借受人及び運転者に対し、提供する商品・サービス等の品質向上に、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2 借受人及び運転者は、前項のGPS機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示するものとします。

- 第37条 (クラックレーパー)
借受人は、レンタカーハイウェイに關する場合に、レンタカーハイウェイが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。
(1) 事故が発生した場合に、当社が運転免許証番号等の情報を用いて運転者に關する情報を確認するため。
(2) レンタカーハイウェイの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーハイウェイの現在位置等を確認するため。
(3) 借受人及び運転者に對して、商品・サービス等の品質向上に、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。
2 借受人及び運転者は、前項のクラックレーパーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他の公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な範囲でこれを開示するものとします。

- 第38条 (相殺)
当社は、この約款に基づく借受人に対する金銭債務があるときは、借受人の当社に対する金銭債務といつても相殺することができるものとします。
- 第39条 (消費税)
当社は、この約款に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。
- 第40条 (運送損害金)
借受人及び当社は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に對し年率14.6%の割合による運送損害金を支払うものとします。

- 第41条 (準拠法等)
準拠法は日本法とします。
2 邦文約款又は国外語約款の内容に相違があるときは、邦文約款を優先するものとします。
- 第42条 (細則)
当社は、この約款の細則を別に定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

- 第43条 (重要事項の情報提供)
当社は借受人に対し、この約款等のうち、借受人の損害賠償責任及び営業補償責任の内容、当社の保険又は補償制度の内容及び条件並びに借受人が講ずべき故障、事故、盗難時の措置、違法駐車の場合の措置及び返還遅れとなる場合の措置等の重要な事項について、貸渡し前に明確かつ平易な表現で情報提供するよう努めるものとします。
- 2 借受人は、約款等の掲示等

- 当社は、約款等を以下のいずれかの方法により借受人に対して示します。
(1) 当社の営業店舗において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等）の電子機器に表示させることを含みます。
(2) 画面（モニタ等）等に表示することを含みます。
(3) 書面（電子メール等の電磁的方法を含みます。）の提示
- また、当社の発行するパンフレット、料金表等により、約款等の概要を借受人に提供するものとします。これを変更した場合も同様とします。

- 第45条 (約款等の変更)
当社は、この約款等を変更することができます。約款等を変更する場合、当社は、当社のホームページに掲載するなど適切な方法で約款等を変更する旨、変更後の約款等の内容及びその効力発生時期を告知するものとします。

- 第46条 (合意管轄裁判所)
この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴訟のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附 則

本約款は、2022年11月1日から施行します。

